

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県暴力団排除条例の一部改正について

1 条例の改正理由

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県の責務について定めた規定中、引用している暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成24年10月30日とする。